

差し押さえた財産（不動産）の 公売を推進しています

市では、財政の基盤である市税収入の確保と納税の公平性の確保のため、市税徴収率の向上と累積滞納額の縮減に向けた取り組みを強化しています。

その一環として、納付に進展がない案件については幅広い財産の差し押さえを積極的に行い、公売を推進しています。

税務課特別滞納整理係 ☎1136

20年度の不動産公売実施状況

差し押さえ後、納付に進展がなく、公売可能な不動産について10月22日と1月22日に地元公売を、そして、1月下旬にインターネット公売を実施しました。その結果、公告した16物件のうち5物件を売却しました。売却価額は、768万円になり、全額を滞納市税、国民健康保険税などに充当しました。また、公告物件のうち6物件は、滞納税額509万円が納付されたことから、入札日までに公売中止となりました。

公売（換価処分）の必要性

差押財産の公売は、地方団体の徴収金を確保するための最終的な処分であり、その必要があるものについては、断固とした処分を実施する方針です。

差押財産の公売の目的は、差し押

さらに不動産鑑定料も負担

さえた財産を強制的に売却し、その売却代金を滞納税などに充てることにあります。このことは、滞納者にとつては、その意思のいかんにかかわらず強制的に財産が売却されることとなります。また、公売財産上に担保物権、使用貸借権などを有している権利者にとつては、それらの権利が公売によって消滅するなど、権利の移転に伴って事実上および法律上重大な関係が生じます。

また、不動産公売の際には、不動産の鑑定が必要となるため、鑑定費用が別に発生します。この鑑定費用は法律により滞納者が支払う必要があることから、さらに滞納者の負担が増えることとなります。公売は、徴収金を確保するためにやむを得ず実施する最終的な処分です。公売に至る前に自主納付をお願いします。

公売のお知らせ

市では、市税などの滞納処分のため差し押さえた財産（不動産）を公売します。買い受けを希望されるかたは、ぜひ入札に参加してください。

公 売 財 産	公売財産②⑦のとおり
見積価額・公売保証金	公売財産②⑦のとおり
公 売 方 法	入札
公 売 場 所	市立図書館2階・会議室（鳥羽市大明東町1番6号）
公 売 期 日	3月25日(水)
・公売保証金納付	午前10時～10時30分
・入 札	午前10時30分～10時45分
・開 札	午前10時47分
売 却 決 定	4月1日(水) 午前10時
買受代金納付期限	4月1日(水) 午前11時
必 要 な も の	入札に参加されるかたは、入札書が必要になります。 公売日前日までに税務課各連絡所で、入札書と公売の説明書を受け取ってください。
注 意 事 項	◆公売に関する説明を公売当日午前10時から公売場所で行いますので、午前10時までにお越しください。 ◆公売財産は、現況などをあらかじめ確認して入札してください。 ◆公売が中止になる場合がありますので、入札に参加されるかたは、「公売日の前日」に電話で確認の上、お越しください。 くわしくは、税務課特別滞納整理係へ問い合わせてください。

公売財産 ②

(土地の表示)

1 所在	鳥羽一丁目	2 所在	鳥羽一丁目	3 所在	鳥羽一丁目	見積価額 4,240,000円 公売保証金 430,000円
地番	63番13	地番	63番34	地番	63番35	
地目	宅地	地目	宅地	地目	雑種地	
地積	560.71㎡	地積	19.59㎡	地積	196㎡	
			以上登記簿による表示			



公売財産 ⑦

(土地の表示)

1 所在	安楽島町字大カタ	2 所在	安楽島町字大カタ	見積価額 530,000円 公売保証金 60,000円
地番	329番68	地番	329番272	
地目	山林	地目	雑種地	
地積	7,231㎡	地積	2,234㎡	
		以上登記簿による表示		

